

議案第12号

葛飾区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

葛飾区公文書等管理条例の制定に伴い、特定歴史的公文書の公開について定める必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区情報公開条例の一部を改正する条例

葛飾区情報公開条例（平成4年葛飾区条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 公文書の公開（第6条―第14条の3）

第3章 特定歴史的公文書の公開（第15条―第15条の4）

第4章 雑則（第16条―第20条）

付則

第1章 総則

第1条中「情報」を「公文書等」に改める。

第2条第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 公文書 葛飾区公文書等管理条例（令和7年葛飾区条例第 号。以下「公文書等管理条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。

(3) 特定歴史的公文書 公文書等管理条例第2条第4号に規定する特定歴史的公文書をいう。

第2条に次の1号を加える。

(4) 公文書等 公文書等管理条例第2条第5号に規定する公文書等をいう。

第3条中「情報の」を「公文書等の」に改める。

第4条の見出し中「利用者」を「使用者」に改め、同条中「情報」を「公文書等」に改める。

第5条の見出し及び同条中「情報」を「公文書等」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 公文書の公開

第6条第1項中「情報」を「公文書」に改め、「以下」の次に「この章において」を加え、同条第2項中「以下」の次に「この章において」を加える。

第7条第1項中「情報」を「公文書」に改め、「以下」の次に「この章において」を加え、同条第2項中「情報」を「公文書」に改め、同条第3項中「係る情報」を「係る公文書」に、「公開しないことができる情報」を「第9条に規定する非公開情報が記録されている公文書」に改める。

第7条の2第1項中「以下」の次に「この章において」を加える。

第7条の3第1項中「情報」を「公文書」に改める。

第7条の4第1項中「係る情報」を「係る公文書」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第3項中「情報」を「公文書」に改める。

第8条の見出し中「情報」を「公文書」に改め、同条第1項中「情報」を「公文書」に改め、「において」の次に「、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写し（フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）（区長が指定するものを除く。）の写しを除く。）を交付する方法により」を加え、同条第2項中「情報」を「公文書」に改める。

第9条の見出しを「（公文書の公開義務）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

第10条中「公開するものとする」を「公開しなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 公開請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の

特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第10条の2中「係る情報」を「係る公文書」に、「当該情報」を「当該公文書」に改める。

第10条の3の見出し中「情報」を「公文書」に改め、同条中「係る情報」を「係る公文書」に、「当該情報」を「当該公文書」に改める。

第11条第1項及び第2項中「情報」を「公文書」に改める。

第13条第1項第2号及び第3項第3号中「情報」を「公文書」に改める。

第14条第2号中「情報」を「公文書」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（指定管理者が管理する文書等の提供）

第14条の2 実施機関は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が公の施設（区が設置するものに限る。）の管理業務を行うために管理している文書等（当該管理業務に従事している者が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録により、指定管理者が管理しているもののうち実施機関が管理していないものに限る。次項において同じ。）について、公開請求があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書等の提供を求めるものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により文書等の提供の求めがあったときは、実施機関に対し、当該文書等を提供するものとする。ただし、公開することにより当該指定管理者に明らかに不利益を与えると認められるものについては、この限りでない。

（出資等法人の情報公開等）

第14条の3 区が出資その他の財政支出等を行う法人で、区長が別に定めるもの（以下「出資等法人」という。）は、前章及びこの章の趣旨にのっとり当該出資等法人の管理する情報の公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 区長は、出資等法人が前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 区長は、出資等法人の情報の公開が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第15条の前に次の章名を付する。

第3章 特定歴史的公文書の公開

第15条を次のように改める。

(公文書の公開に関する手続の準用)

第15条 特定歴史的公文書の公開については、前章（第9条、第10条の3、第14条の2及び前条を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条第1項	実施機関（議会においては、葛飾区議会議長とする。次項、次条、第7条の2第2項、第7条の3、第7条の4、第8条第1項、第9条（第3号及び第4号を除く。）、第10条から第10条の3まで及び第13条（第2項を除く。）において同じ。）	区長
	公文書を特定するために必要な	公文書等管理条例第12条第4項の目録に記載されている
	実施機関が	区長が
第6条第2項及び第7条第1項	実施機関	区長
第7条第2項	実施機関	区長
	公開しないとき（第10条の3の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）	公開しないとき
第7条第3項	実施機関	区長
	第9条に規定する非公開情報	公文書等管理条例第8条第3項各号

		に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる情報
第7条の2 第1項	第6条第2項	第15条の規定により読み替えて準用する第6条第2項
第7条の2 第2項	実施機関	区長
第7条の3	前条	第15条の規定により読み替えて準用する前条
	実施機関	区長
第7条の4 第1項	実施機関	区長
第7条の4 第2項	実施機関	区長
	第10条の2	第15条の規定により読み替えて準用する第10条の2
第7条の4 第3項	実施機関	区長
	第13条	第15条の規定により読み替えて準用する第13条
第8条第1 項	実施機関	区長
第10条第1 項	前条の	第15条の2第1項第1号に掲げる
	実施機関	区長
	非公開情報	公文書等管理条例第8条第3項各号に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる情報
第10条第2 項	前条第2号	公文書等管理条例第8条第3項第2号
第10条の2	実施機関	区長
	非公開情報（第9条第1号に該当	公文書等管理条例第8条第3項各号

	する情報を除く。)	に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる情報（同条第3項第1号に該当する情報を除く。）
第13条第1項	当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関	区長
第13条第3項	第1項の規定により諮問をした実施機関	区長は、第1項の規定により諮問をしたとき
第13条第4項	同項に規定する裁決をすべき実施機関	区長
第14条	第7条の4第3項	第15条の規定により読み替えて準用する第7条の4第3項

第15条の次に次の3条を加える。

（公開請求の取扱い）

第15条の2 区長は、公開請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、当該公開請求に係る特定歴史的公文書を公開しなければならない。

- (1) 当該特定歴史的公文書に公文書等管理条例第8条第3項各号に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる情報が含まれている場合
- (2) 当該特定歴史的公文書の原本を公開することにより当該原本の破損又はその汚損を生ずるおそれがある場合

2 区長は、公開請求に係る特定歴史的公文書が前項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史的公文書が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史的公文書に公文書等管理条例第8条第3項の規定による記録がされ、又は同条第4項の規定による意見が付されている場合は、当該記録又は当該意見を参酌しなければならない。

3 区長は、特定歴史的公文書であつて、公文書等管理条例第8条第3項第4号ウに該当するものとして同条第4項の規定により意見を付されたものについて公開決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史的公文書を移管した実施機関に対し、公開請求に係る特定歴史的公文書の名称その他区長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(本人情報の取扱い)

第15条の3 区長は、前条第1項第1号の規定にかかわらず、公文書等管理条例第8条第3項第2号に掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史的公文書について公開請求があった場合において、区長が別に定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史的公文書につき同号に掲げる情報が記録されている部分についても、公開しなければならない。

(移管元実施機関による公開の特例)

第15条の4 特定歴史的公文書を移管した実施機関（区長を除く。）が区長に対して当該実施機関の所掌事務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史的公文書について公開請求をした場合には、第15条の2第1項第1号の規定は、適用しない。

第16条の前に次の章名を付する。

第4章 雑則

第16条第1項中「情報」を「公文書等」に改める。

第17条中「情報の」を「公文書等の」に改める。

第18条を次のように改める。

(公文書等の検索資料の作成等)

第18条 実施機関は、公開請求（第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下この項において同じ。）をしようとする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、公文書等管理条例第7条第2項に規定するもののほか、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 区長は、公開請求（第15条において読み替えて準用する第6条第1項に規定する公開請求をいう。以下この項において同じ。）をしようとする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、公文書等管理条例第12条第4項に規定するもののほか、区長が保有する特定歴史的公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第20条及び第21条を削り、第22条を第20条とする。

付則第3項中「第20条」を「第14条の2」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(葛飾区行政不服審査会条例の一部改正)

2 葛飾区行政不服審査会条例（令和5年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第8条第1項中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「情報（」を「公文書等（」に改め、「第7条の2第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「同条例第2条第2号」を「同条例第2条第4号」に、「情報を」を「公文書等を」に、「情報の」を「公文書等の」に改め、同条第3項中「対し、」の次に「公文書等に記録されている」を加える。

第11条中「情報」を「公文書等」に改める。

第14条第2項中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「、「情報」を「、「公文書等」に改め、「第7条の2第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「する情報」を「する公文書等」に、「中「情報」を「中「公文書等に記録されている」に、「含まれている情報」を「含まれている」に、「された情報」を「された公文書等」に改める。

第16条中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「、「情報」を「、「公文書等」に改め、「第7条の2第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「する情報」を「する公文書等」に、「中「情報」を「中「公文書等に記録されている」に、「含まれている情報」を「含まれている」に改める。